Daiwa Institute of Research

大が 大が 大が Tains Searching Drap

~エコノミスト情報~

2007年10月19日 全6頁

事業承継税制見直しへ

制度調査部 鳥毛 拓馬

経済産業省、平成 20 年度税制改正要望の公表

【要約】

8月24日、経済産業省・中小企業庁は平成20年度税制改正要望を公表した。

中小企業庁は、一定の事業者が非上場株式等の事業用資産を相続した場合に、課税価格を 80%以上軽減する措置の導入を要望している。これは、年間 29 万社の廃業の中で、後継者不在によるものが 7 万社、それに伴った雇用の喪失が毎年 20 万から 35 万人に上るとされ、事業承継への対応は喫緊の課題とされていることによるものである。

一方、中小企業の事業承継に関する相続税法上の改正について検討を行っている「事業承継税制検討委員会」は、6月29日に中間報告を公表した。中間報告では、非上場株式等の事業用資産に係る相続税負担の軽減措置を中心に検討を行っている。

本稿では、中間報告、改正要望などから読み取れる来年度の非上場株式等の事業用資産に係る相続税負担の軽減措置に関する改正について検討する。

1.現行の相続税軽減措置

事業承継税制は、中小企業の後継者の相続税負担を軽減する制度である。現行の事業承継税制では、特定同族会社株式等を相続した場合に、発行済株式等の総数の3分の2以内で、相続税評価額10億円以下の部分について、自社株式に対する相続税の課税価格の10%を軽減する特例が設けられている。

軽減特例の要件は以下のとおりである。

軽減特例の要件

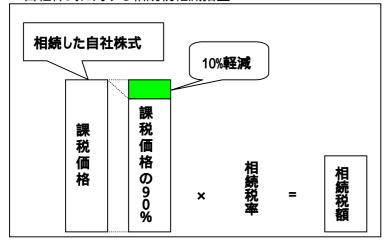
発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が20億円未満の会社であること

被相続人と同族関係者(親族(6親等内の血族·配偶者等)等)で発行済株式等の総数の 50%超を保有していること

相続人が、相続開始から申告期限まで自社株式を保有していること及び申告期限を経過するときにその法人の役員として経営に参画していること

一定の範囲内で小規模宅地等の評価減の特例と併用して適用できる。また、相続時精算課税制度を選択した場合の生前贈与分についても、本制度が適用できる。

自社株式に対する相続税軽減措置



(出所)経済産業省資料を基に大和総研制度調査部作成

2.現行制度の問題点

事業承継協議会の中間報告では、相続税負担の実態等について、2006 年 10 月に、中小企業庁が日本 商工会議所・全国商工会連合会の協力を得て実施した中小企業経営者アンケート(回答数:2369)結果を 載せている。

これによると、経営者の有する事業用資産は、平均で個人財産全体の約65.7%(株式会社に限ると68.1%)、個人財産に占める事業用資産の比率が8割を超えている者が26.4%、6割を超えている者が49.9%となっている。

また、相続税に関して、63.5%の経営者が何らかの負担が生じると予想し、中でも 5 千万円超の負担が生じると予想している経営者が 11.2%(株式会社の 17.9%)存在し、株式等事業用資産の売却または物納を考えている企業が、全体の 18.7%(株式会社の 21.0%)存在するとしている。

さらに、予想される相続税負担の額が、金融資産総額を上回っている経営者が19%(株式会社の25.9%)存在するとし、事業用資産の集中的承継に直接的な影響が生じるケースが全体の2割程度は存在することになるとしている。

一方で、欧米諸国の事業承継税制に様々な優遇措置等が盛り込まれている一方で、わが国の事業承継 税制では限定的にしか優遇措置等が設けられていないといった問題もあることが指摘されている。

そこで、日本でも欧米並みの税制措置を導入することで、深刻化する事業承継問題に対応すべきであると主張されている。

アジア諸国等の相続税·贈与税の概要及び各国の事業承継税制における事業継続要件については、 以下のとおりとなる。



事業用資産の相続税減額割合について、フランス(75%軽減)、ドイツ(22.5 万ユーロ控除後、一律35%軽減)、イギリス(非上場会社株式や個人事業主の事業用土地につき100%軽減)と比べると、わが国の事業承継税制では限定的にしか優遇措置等が設けられていないことがわかる。

アジア諸国等の相続税・贈与税の概要

-					
国·地域名	相続税の有無·税 率	贈与税の有無·税 率	事業用資産に関する軽減措置		
フィリピン	あり(5%~20%)	あり(2%~15%)			
台湾	あり(2%~50%)	あり(4%~50%)			
シンガポール	あり(5%~10%)	なし	住宅は 900 万ドル(7億 2,144 万円)まで、動産は 60 万ドル(4,810 万円)まで非課税		
韓国	あり(10%~50%)	あり(10%~50%)	事業用資産・株式の相続は、1億ウォン (1,326万円)まで非課税。 要件は、 相続人が相続前2年間事業に従 事。 被相続人が当該事業・株式を相続5年 前から保有。 相続後、5年間事業継続。 (一部非適用業種あり)		
(参考) 日本			特定事業用宅地:80%軽減、 他の事業用 宅地:50%軽減、 非上場会社株式:10%軽減		

(出所)事業承継税制検討委員会中間報告(事業承継協議会、事業承継税制検討委員会)から抜粋

各国の事業承継税制における事業継続要件について

	台国の争業承継が向にのける争業継続安任にしいて						
	事業用資産の相続税減額割合	承継者の事業継続要件	継続要件の証明				
	一律 75%軽減	相続後6年間の継続保有 相続後5年以上の事業継 続	事前に被相続人が34%以上(非上場株)かつ2年以上の株式保有契約を他の株主と締結し税務当				
フランス			局に提出 相続時に相続人の事業継続の届 出の写し及び会社の証明書を税 務当局に提出 毎年、事業従事の届出書を税務 当局に提出				
ドイツ	一律 35%軽減 (22.5 万ユーロ控除後)	相続後5年間の継続保有	要件を満たさなくなった場合に税務署に申告				
イギリス	非上場会社株式や個人事業主の 事業用土地:100%軽減 会社が事業に用いている個人所 有の土地・建物・機械設備:50%軽 減	継続保有・事業継続ともになし	相続前の継続状況について税務 署の質問状及び税務調査による 確認				
アメリカ	なし 一律130万ドルまでの非課税措置 がとられていたが、2004年以降、遺 産税本体の基礎控除が150万ドル に引き上げられたことにより、2003 年末で廃止。 2007時点の基礎控除は200万ドル	相続後 10 年間のうち、連続 8 年中の 5 年以上の事業従 事(2003 年までの制度)					

特定事業用土地:80%軽減 特定事業用宅地:相続税 要件を満たさなくなった場合に税 他の事業用宅地:50%軽減 申告期限までの事業継続 務署に申告 非上場会社株式:10%軽減 他の事業用宅地:なし c.f.農地:3年毎に農業委員会によ c.f.農地:「課税評価額 - 農業投資価 非上場会社株式:相続税 る農業経営継続の証明を税務署 格」部分につき納税猶予、要件充足 申告期限までの継続保有 に提出 かつ役員就任 で免除 c.f.農地:20 年間の農業経 営継続(都市部は死亡ま

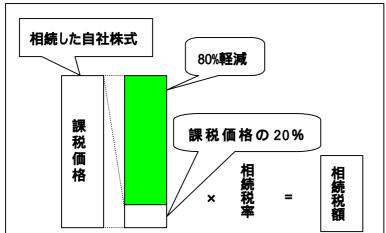
(出所)事業承継税制検討委員会中間報告(事業承継協議会、事業承継税制検討委員会)。ただし、米国については大和総研制度調査部が修正

3. 平成 20 年度税制改正の要望内容

経済産業省と中小企業庁は8月24日、平成20年度税制改正要望を公表した。

要望では、既に小規模宅地特例で実現している80%の減額措置を非上場株式等の事業用資産全体に 適用し、80%以上の大幅な相続税の軽減を図るとしている。

これは、個人形態と法人形態の事業用資産に差異を設けるべきではないことから、土地と非上場株式の 差異を改め、両者のバランスを図る必要があることから求められたものである。



要望されている軽減措置の概要

(出所)中小企業庁資料を基に大和総研制度調査部作成

また、今回の要望では、改正の趣旨が、事業の継続・発展を通じた<u>雇用の確保</u>及び経済活性化の実現であることから、軽減措置の適用に当たって、事業承継者に対して一定の事業継続・雇用確保を要件とするとしている。

一方、中間報告によると、事業の継続期間については、5年または7年を目安にしているとのことである。

さらに、中間報告では、事業継続要件を担保するため、一定の要件を満たした事業承継者の計画申請、 承認、相続後も事業継続状況についての主務大臣または税務署への報告の義務付けを求めている。

日本経済新聞 10 月 16 日朝刊によれば、改正に当たって、軽減措置の適用後に事業継続要件を満たさなくなった場合には、軽減された相続税について納税することを求めることにより、租税回避行為の防止措置を盛り込む模様である。租税回避行為を防止する観点からは必須の要件であると考えられる。

ただし、軽減措置は、既存の 10%軽減措置の特例を拡充することにより導入されるのか、別途新たな特例として設けられるのかは検討中のようである。

なお、要望内容は以下のとおりとなる(一部抜粋)。

非上場株式等に係る事業承継税制の抜本改革等

要望の内容

非上場株式等の事業用資産の相続税の軽減措置

既に小規模宅地特例で実現している80%の減額措置を非上場株式等の事業用資産全体に適用し、80%以上の大幅な相続税の軽減を図る。その際、今般の改革の目的が事業の継続・発展を通じた雇用の確保及び経済活性化の実現であることから、軽減措置の適用に当たっては、事業承継者に対して一定の事業継続・雇用確保を要件とする。

拡充を必要とする理由

(1)政策目的

事業承継者の相続税負担の問題は、現経営者が廃業を検討する要因となるのみならず、会社からのキャッシュ流出、事業拡大の抑制や利益圧縮等の要因となっており、その軽減によって、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図ることが重要である。

また、近年、欧米では事業承継税制が政策税制として強化され、アジアでは相続税自体存在しない国も多い中、広義のグローバル競争に晒されている中小企業の事業継続・発展によって技術継承や競争力確保を図るといった観点も重要である。

(2)施策の必要性

本年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」(「骨太の方針」)において、中小企業 底上げ戦略として実施される「中小企業生産性向上プロジェクト」中、業種横断的な共通基盤対策の一つと して「事業承継の円滑化」が上げられている。

また、同日改定された経済成長戦略大綱において、「中小企業の雇用確保や地域の経済活力維持の観点から、中小企業の事業承継の円滑化を図る。具体的には、後継者不足や承継時の資金負担の問題など、様々な課題を抱える中小企業の事業承継の円滑化を図るための枠組みを総合的に検討する。」旨記載されている。



(3)要望の措置の適正性

相続税負担によって事業活動に支障を来たしている中小企業について、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図ることが可能となる。

なお、本年2月、事業承継協議会(中小企業庁が日本商工会議所や関係士業団体として協力して発足)に、事業承継に係る税制上の課題解決に向けた検討を行うため学識経験者、実務家等の関係者より構成される事業承継協議会事業承継税制検討委員会が設置され、6月に中間報告が行われた。当該中間報告においても、非上場株式等に係る事業承継税制の抜本改革、非上場株式の評価方法の改善等について指摘がなされている。

政策の達成目標

事業承継の円滑化の実現による地域経済と雇用を支える中小企業の活性化

租税特別措置の適用又は延長期間

恒久措置

(出所)経済産業省資料一部抜粋

今後の税制改正のスケジュールは以下のとおりとなる。

10月16日には政府税制調査会が開かれ、事業承継税制について議論がなされた。軽減措置を拡充すべきだとの意見に対しては慎重論もある模様で、今後の議論が注目されるところである。

相続税軽減措置が 2008 年度の税制改正の内容に盛り込まれるか否かは、12 月中旬に公表される「与党税制改正大綱」で明らかになると思われる。

今後の税制改正のスケジュール

10 月	税制改正要望のとりまとめ完了	
11 月	具体的な改正内容の議論が本格化	
	・自民税調、議論が本格化	
	・政府税調、税制改正答申を提出	
12 月	自民税調、「税制改正大綱」を策定	
1月中旬	閣議決定(「平成 20 年度税制改正の要綱」)	
2月初旬	税制改正法案の国会審議スタート	
3月下旬	税制改正法案成立	
4月1日~	改正税法が順次施行	

